

屋外広告物の許可申請

特定屋外広告物（高さが4 mを超えるもの）を設置する場合
自家用広告物以外の屋外広告物（第三者広告）を設置する場合
一事業所に10㎡を超えて自家用広告物を設置する場合
屋外広告物の許可申請が必要です。

※第1種禁止地域及び第2種禁止地域では、これらの屋外広告物は設置できません。

許可申請の手続き

■ 必要書類（各1部提出）

1. 屋外広告物表示（設置、変更、継続）許可申請書（表面、裏面とも記入してください。）
2. 当該広告物の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面（外照式・内照式の照明装置がある場合は、その図面も提出してください。）
3. 案内図
4. 所有者又は管理者の承諾書、許可書等（当該広告物を設置する場所が他人の所有又は管理に属する場合に提出してください。）
5. 講習会修了者等の資格証の写し（特定屋外広告物を設置する場合に提出してください。）
都道府県・政令市・中核市が行う屋外広告物に関する講習会の修了者、屋外広告士、広告美術仕上げに関する職業訓練の指導員・修了者・技能検定合格者が資格者となります。
* 申請書に記載する工事施工者は、横須賀市に屋外広告業の届出を済ませておいてください。

■ 提出方法 まちなみ景観課（市役所分館3階）に直接お持ちいただくか、郵送してください。

■ 許可申請手数料 申請書審査終了後に納付書を郵送いたしますので、金融機関又は横須賀市役所で納付してください。

■ 許可書の交付 手数料納付確認後に許可書を郵送いたします。

■ 許可手続完了後に屋外広告物を設置してください。工事が完了しましたら、完了届に、当該広告物等の形状、寸法、取付け位置及び色彩並びにその周辺の現況がわかる写真を添付し提出してください。

■ 許可期間は、工事完成予定日から許可期間が最も長くなる許可期限の基準日（各四半期の末日）までとなります。（例：令和元年5月15日が広告塔（3年以内許可）の設置完成予定日の場合、許可期間は令和元年5月15日から令和4年3月31日までとなります。）

なお、許可期間満了後更に継続設置する場合は、継続許可の申請が必要となります。

■ 屋外広告物を除却（滅失）した場合は、屋外広告物除却（滅失）届によりその旨届出てください。

■ 申請書、届出書は、まちなみ景観課ホームページから様式をダウンロードできます。

http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4821/tokei/sumai/sumai_top.html

- 屋外広告物の設置については、横須賀市屋外広告物条例に基づく許可のほか、他法令等に基づく確認や許可等が必要な場合があります。

詳しくは、各機関にお問い合わせください。

法令等	対象となる広告物	必要事項等	各機関
建築基準法	高さが4mを超える広告物	工作物確認申請が必要です。	◆ 横須賀市都市部建築指導課 横須賀市小川町11 TEL 046-822-8322
	防火地域内で、建築物の屋上に設置される広告物及び高さが3mを超える広告物	広告物の材質等に制限がありますのでお尋ねください。	
道路法	国道16号を占用しようとする広告物	道路占用許可申請が必要です。	◆ 国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 金沢国道出張所 横浜市金沢区富岡東2-4-35 TEL 045-774-2091
	国道134号又は県道を占用しようとする広告物		◆ 神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課 横須賀市公郷町1-56-5 TEL 046-853-8800 内線322
	市道を占用しようとする広告物		◆ 横須賀市土木部 道路維持課 横須賀市小川町11 TEL 046-822-8274
火災予防条例	設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯を使用する広告物	設置又は使用に際し、あらかじめ届出が必要です。	広告物を設置しようとする場所を所管する各消防署 ◆ 中央消防署 横須賀市米が浜通2-15 TEL 046-820-0121 ◆ 北消防署 横須賀市船越町1-59 TEL 046-861-3972 ◆ 南消防署 横須賀市森崎1-8-30 TEL 046-833-1276
地方税法 (固定資産税の償却資産)	経理上減価償却資産として扱う広告物	広告物所有者＝費用負担者は償却資産申告が必要です。	◆ 横須賀市税務部資産税課 償却資産担当 横須賀市小川町11 TEL 046-822-8202

【お問合せ先及び申請書等提出先】

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市都市部まちなみ景観課 屋外広告物担当

電話 046-822-8127 (直通) FAX 046-826-0420